

開催日時・場所：平成27年1月15日（木）10：02～10：57 地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、平井伸治の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、山本隆司構成員

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、平将明内閣府副大臣、小泉進次郎内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題：平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について

## 1 冒頭、石破内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があった。

（石破大臣）提案募集検討専門部会においては、合計85時間のヒアリング・議論を行い、論点整理や対応策の検討をしていただいた。

地方からの提案については、私からも、閣僚懇談会において、2度にわたり、

- ①政府として地方分権を推進する立場から、提案の実現に向けて断固とした決断を行う必要があること、
- ②現行規定で対応可能であるという提案に対しては、どうすればできるのかを丁寧に説明すべきであること、
- ③対応困難な案件に対しては、なぜ困難なのかという理由を具体的に示し納得をいただくことが重要であること、

について発言し、各大臣がきちんと指導力を発揮していただきたいとお願いしたところ。

また、各府省との調整に当たっては、逐次報告を受け、対応方針を個別に指示するとともに、重要な意思決定を要する案件については、政治的な判断を要することから、政務レベルに上げるなどという取組を続けてきた。

このため、更なる大詰め調整を行っている農地関係を除き、現時点での実現・対応の割合は、提案募集検討専門部会で取り上げた重点事項で約8割、重点事項以外を含めた新規事項等で約6割に達した。昨年10月の中間とりまとめに比べて、大きく前進している。数が多ければ良いというわけではないが、重点事項の達成状況が良かったということから、地方側が支障事例や課題を具体的に明らかにすること、国と地方で議論を尽くすことがいかに重要であるかをよく認識したところ。

実現した具体の提案をみると、提案募集方式を導入したことによる新たな地方分権改革の成果が現れてきている。つまり、

- ①地方の長年の懸案事項について、有識者による客観的な議論を含めて、解決するための仕組みが設けられたこと、
  - ②国がこれまで気付かなかった事項について、地域の事例に基づく提案をいただき、施策の前進につながったこと、
  - ③地方創生、人口減少対策に資する提案が、地方から多く寄せられたこと、
- であり、極めて有難いことである。

特に、市町村からの提案は、件数は全体の約4分の1であるが、実現・対応の割合は、都道府県よりも高くなっている。これは、市町村からの提案に、現場での具体的な支障事例を踏まえたものが多いことに基づくものであったと考える。

本日は、このような成果を取りまとめた対応方針の案について、議論をいただく。それを踏まえて、残された課題について調整に全力を尽くし、できるだけ早く政府の対応方針を決定し、法律改正により措置すべき事項については、次期常会に分権一括法案を提出することとしている。

皆様の尽力に感謝するとともに、更なるお力添えをお願いしたい。

## 2 次に、新たに議員に就任した平井議員から、以下の主旨の挨拶があった。

（平井議員）先ほど、石破大臣から、地方分権改革有識者会議議員の任を受けた。本日は、実り多い議論をしていきたい。

地方創生については、中央集権となっているところを分散をすることと併せて、地方分権を行うことが大事である。地方分権改革を行うことで、地方において実際に様々な権限を行使し、地域・住民のための視点で行政運営を行うことができる環境を、地方分権改革有識者会議で是非整えてほしい。本年も地方分権に関して、すばらしい年になることを祈る。

3 次に、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）に関して、三宅内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった。その後、意見交換が行われ、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について有識者会議として了承することとされた。概要は以下のとおり。

（三宅次長）平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式については、提案募集検討専門部会における合計85時間にわたる議論を経て、事務調整や政務折衝を続けているところであり、本日の会議において「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」を了承いただければ、1月中を目途に地方分権改革推進本部・閣議において対応方針を決定し、法律改正により措置すべき事項については、次期通常国会に所要の一括法案等を提出する予定である。

平成26年の地方からの提案に関する対応方針別の分類状況については、類型①「新規事項等」の実現・対応の割合が、「重点事項（有識者会議でヒアリング等を行った事項）」は79.8%、「重点事項以外」は48.5%であり、合計6割弱となっている。

主な見直しの事項については、「これまでの懸案が実現したもの」、「地域の具体的事例に基づくもの」、「地方創生、人口減少対策に資するもの」、「委員会勧告方式では対象としていなかったもの」の4つに分けられる。

また、本日欠席の森雅志議員から、事前に意見をいただいているので、紹介する。

①農地制度の見直しは地方創生のための地方分権改革の最重要課題であり、平成26年8月に地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」を踏まえた実現をお願いする。

②今回、現行規定により対応可能であるとされたものについて、地方において円滑な対応が可能となるよう、関係府省が通知等により具体的かつ丁寧な情報提供をしてほしい。

③複数の団体が提案しており、かつ、地方六団体からも前向きな意見のあった項目については、次年度以降も再チャレンジできるような仕組みを設けるよう希望する。

④提案募集期間について、地方団体としては時間的余裕を持って提案していきたいので、募集開始時期を2月又は3月とするよう早めてほしい。また、募集期間を長めに設けるとともに、募集期間の途中でどのような提案が出ているのか地方公共団体に情報を提供してほしい。

（平井議員）まず、今回の成果については評価できる内容が非常にあった。

今までは、地方に対する権限移譲や規制緩和について政府に対して地方が意見を提出しても、ゼロ回答となることが多かったが、今回の提案募集方式は、成功を収めつつあると言ってよい。是非、今後も提案募集方式をより強力にもっと推進してほしい。本年は地方創生元年であるため、地方が動きやすいように、人口減少対策に果敢に取り組めるよう配慮をお願いしたい。

現行規定で対応可能であるとされたものについては、地方の現場が実際に動くことができるようなきめ細かいフォローアップも必要であるので、よろしく願う。

今回は、第1次回答において約8割が対応できないとされた状況がすべてひっくり返った。政務三役の力であり、感謝する。地方も一致協力し、この改革を断行する推進役を果たしたい。

また、農地制度については、地方側は総量としての農業の生産力を失わないようにマクロでの農地の確保をしっかりとやろうとしている。ミクロにおいては手続論として、現場を分かっている都市計画等の当事者たちと整合的に進めていく必要がある。政府は今年度中に方向性を定めるとしているため、結果を出すために地方も汗をかき、ぎりぎりのタイミングまで精力的に協議するとともに、応援したい。

資料3-2の7ページにはハローワークについて記載されている。佐賀県と埼玉県で先行的に実施しているハローワーク特区は大変うまく進んでいるため、そのような実情を検証してもらい、問題が無ければ地方への事務・権限の移譲等を行ってもいいのではないかと。鳥取県をはじめ、地方において無料職業紹介の取組の成功例は積み重ねられており、また、雇用保険関係の事務を地方において行うようになれば住民の利便性も向上する。

（勢一議員）平成26年10月の中間とりまとめと比較して、提案の実現・対応の割合が相当に上がっている。

ただ、実現できていない事項も相当数残っているため、中身の精査が課題であろう。特に、重点事項以外の事項で実現・対応ができていない数が多く、そもそも地方分権によって解決できないようなものなのか、あるいは

地方分権を進めるにはなお環境等が整っていないものなのかという点も精査し、課題を分析する必要がある。来年度以降の対応についても、今年度の運用状況を総括し、課題を挙げた上で新たな取組とすることが必要になる。

このため、一定の成果については評価できるが、なお、やることはたくさんあると考えている。

(白石議員) これまで、地方六団体で様々な議論をする際には、意見が分かれることが多かった。しかし、農地制度の見直しについては、地方がまとまって要望した項目であるため、ぜひ実現してほしい。

農地制度に限らず、地方側が様々な住民とのやり取りの中で触れる法律には、古くに制定され現代に合わない点があるものが多い。それらは、土地に関する問題から派生的に生じている課題が多いため、その突破口としても農地制度の見直しについては是非前向きな調整をお願いしたい。

(後藤議員) 提案募集方式が根付いてきており、大変心強い。これまでの地方分権の「上から降ろす」というイメージではなく、ボトムアップ型の地方分権となり、現場の発意で地方分権が進んでいくという流れが今回できたことは評価できる。

今後、まずは平成27年の地方分権改革のロードマップを早く示して共有することが大切である。

また、農地制度の見直しは、農村側だけの議論で農地を考えるのではなく、都市と農村とを一体的に考えていく必要がある。従来の土地利用は、機能ごとに土地を分割して、都市、農地、あるいは都市の中でも住居系、工業系、商業系などと分けるという考え方であった。しかし、これから都市が拡大するのではなく縮小していく際には、これまで分割していった土地をどのように結びつけるかが重要になる。このため、都市と農村を一体的に捉えていく中で、今後の農地のあり方を考える必要がある。

地方分権改革においても、このような流れを併せて考えるべきであり、農地制度の見直しには大変期待しているが、単に権限移譲というのではなく、それによって都市と農村がどのような新しい関係を持つことができるのかも含めて議論したい。

(谷口議員) 地方からの提案については、地方公共団体がやりたいことについて自主的に道を切り開いていきたいという提案と、時代に合わせて事務・手続等を簡素化・効率化したいという提案とがある。仕事が増加すると地方公共団体も大変であろうから、簡素化・効率化は大変良い提案であろう。

また、今後は、地方に対する権限移譲や規制緩和を行ったことによるメリット、デメリットについて検証していくことが必要である。

(山本構成員) 実際に提案募集検討専門部会でヒアリングを行った立場として、地方公共団体から具体的な支障事例や取組例が示されたものは各府省からのヒアリングの際に議論しやすく、それが示されなかったものは議論が一般論に終始し突破口が開けないこともあったと感じている。このため、地方から具体的な問題点・取組を是非、示していただきたい。

また、ヒアリングを行った際に実現のハードルが高いと感じた提案についても実現されたものがあり、政務及び事務局の努力の結果であろう。

一方で、実現されなかったものの中にも、本当に難しいと感じたものと、各府省の主張に疑問を感じたものもあり、実現されなかったものの分析も今後のためになると考える。

(高橋部会長) 次回に向けて様々な意見をいただいたが、今後、地方分権改革有識者会議から来年度に向けて具体的な指示があると思うので、それを踏まえて、提案募集検討専門部会として、ミッションを果たしていきたい。

(神野座長) 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(案)」については、各府省との調整が続いている点について、引き続き奮励努力をお願いすることを前提に、地方分権改革有識者会議として了承したいがよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) 対応方針について地方分権改革有識者会議として了承する。また、今回、新しい地方分権改革を推進する方式として、ボトムアップ型の、地方イニシアティブの地方分権改革が機能し始め、着実に大きな一歩を踏み出すことができた。一層着実に歩む方向で努力を続けたい。

#### 4 最後に、平内閣府副大臣から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(平内閣府副大臣) 本日は、平成26年の地方からの提案等に関する対応の方針(案)を了承いただいた。

昨年10月の中間とりまとめについては、提案の件数に対して、対応できる件数が少ないという声も多くあった。その際に本有識者会議に出席して、政府の側に問題があるという認識を持ち、石破大臣に相談し、地方からの提案の実現に向け石破大臣からも各大臣へ強く要請があったところ。

数が全てではないが、実現・対応の数をかなり増やすことができ、今までできないとされていたものが437件にわたってできるようになったことは、大変な成果であろうと考える。ただし、まだ課題は残っている。政務として規制官庁と交渉して、規制官庁によりカルチャーが異なると感じたところであり、引き続きしっかりと取り組まなければならないと考えている。

また、農地については、石破大臣は農林水産大臣経験者でもあるため、かなり高いレベルで調整を行っていただけ。

地方創生の中で、地方分権改革は極めて重要な政策であり、精力的に進めていきたいので、引き続き、地方分権改革の推進に向けて、よろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)